

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第116号

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 看護師の技術向上に係る研修の企画、指導及び助言に関すること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)